

放送番組の編集に関する基本計画

放送番組は、公共の福祉増進の立場から常に品位を重んじ、世論を尊び、言論の自由と公正を貫き、自らの権威を高めるとともに、地域社会の産業、経済、文化等、各分野の発展向上に貢献するよう配慮する。番組を企画、制作、編成するに当たっては、次の基本計画によるものとする。

1) 番組の編成にあたっては、教育、教養、報道、娯楽などすべての番組をそれぞれの性格に応じて地域社会の視聴対象および生活時間を考慮し、特に児童および青少年の視聴に十分配慮して、各番組相互間の調和と適正を保つようつとめる。番組は、次の方針によって配列する。

1. 午前中の放送時間帯 地域社会に密着した教育、教養番組を主体とし、若干のニュース、こども向番組を編成する。
2. 昼休み放送時間帯 昼休みの一般視聴者を対象としたニュースと娯楽番組、教養番組を編成する。
3. 午後の主婦、家庭向け時間帯 一般家庭、とくに主婦向けの教育、教養、娯楽番組を編成する。
4. 児童向け時間帯 夕方帯および週末の午前帯には、児童向けの教養、娯楽番組を編成する。
5. 夜の放送時間帯 一般家庭向け娯楽番組に多少の教養、報道番組を編成する。
6. 土曜日の午後および日曜日は、一般家庭向けの娯楽番組を主体に編成する。

2) 教育番組は、健全な国民としての知識、技能等の資質を培うのに直接役立たせようとする積極的意図のもとに編成する。

3) 教養番組は、学芸など一般精神文化に対する理解を深め、人間の諸能力を調和的に発達させ、円満な人格を培養するのに役立たせようとする積極的な意図のもとに編成する。

4) 報道は、真実を公平かつ迅速に伝達し、地域社会住民の社会的関心を満足させるようにつとめる。報道番組は、市民の知る権利に寄与するものであり、一般にわ

かりやすい表現を用い、事実と事実以外の推定は明確に区別し、視聴者に誤解を与えることのないようつとめる。

5) 娯楽番組は、内容の低俗化を排し、音楽、ドラマ、映画、ショウ、スポーツ、演芸番組等を調和よく編成し、常に社会の秩序、道徳、良俗に反することのないように作品の品位および表現方法について十分配慮する。

6) 広告放送は、公衆の経済生活と産業経済の発展に資するものであって、番組の内容とよく調和し、その量は広告放送基準に示されたとおり行なうものとする。また、広告の放送にあたっては関係法令を遵守し、視聴者の利益を損なわないよう注意するものとする。

改訂 平成11年4月1日

改訂 平成16年4月1日

改訂 平成26年11月1日